

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月26日
【事業年度】	第16期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）
【会社名】	株式会社 P R T I M E S
【英訳名】	PR TIMES, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 拓己
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目27番25号
【電話番号】	03-5770-7888
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 三島 映拓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目27番25号
【電話番号】	03-6455-5331
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 三島 映拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月
売上高 (千円)	1,355,036	1,717,114	2,286,101	2,891,311	-
経常利益 (千円)	237,720	370,955	494,091	560,214	-
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	154,179	241,309	313,971	321,502	-
包括利益 (千円)	154,179	241,309	313,971	321,502	-
純資産額 (千円)	1,315,820	1,568,130	1,884,974	1,664,978	-
総資産額 (千円)	1,564,607	1,943,765	2,254,986	2,239,977	-
1株当たり純資産額 (円)	100.91	117.43	140.40	127.66	-
1株当たり当期純利益 (円)	12.47	18.49	23.51	24.25	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	11.62	17.86	23.22	24.12	-
自己資本比率 (%)	84.1	80.7	83.6	74.3	-
自己資本利益率 (%)	17.6	16.7	18.2	18.1	-
株価収益率 (倍)	52.41	49.47	50.20	41.22	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	262,026	322,421	334,043	531,319	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	12,030	183,909	211,755	51,901	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	621,626	8,521	2,023	542,628	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,121,904	1,268,937	1,393,248	1,330,038	-
従業員数 (人)	45	53	51	47	-
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔27〕	〔33〕	〔40〕	〔46〕	〔-〕

(注) 1. 当社は、2020年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社マッシュメディアを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第16期より連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第16期の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間平均雇用人員数を外数で記載しております。

4. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月
売上高 (千円)	1,340,653	1,697,840	2,255,750	2,884,020	3,765,954
経常利益 (千円)	195,334	326,339	427,723	507,156	1,299,420
当期純利益 (千円)	125,701	157,262	316,346	274,592	1,043,392
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	412,833	418,293	419,931	420,660	420,660
発行済株式総数 (株)	3,260,000	3,338,000	6,712,400	6,728,600	13,457,200
純資産額 (千円)	1,252,300	1,420,563	1,739,782	1,472,875	2,484,504
総資産額 (千円)	1,486,499	1,783,623	2,108,401	2,046,614	3,457,974
1株当たり純資産額 (円)	96.04	106.38	129.59	112.93	190.63
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	10.17	12.05	23.68	20.71	80.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	9.48	11.64	23.40	20.60	76.60
自己資本比率 (%)	84.2	79.6	82.5	72.0	71.8
自己資本利益率 (%)	15.2	11.8	20.0	17.1	52.7
株価収益率 (倍)	64.29	75.91	49.82	48.26	40.31
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,408,727
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	166,466
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	48,556
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	2,531,595
従業員数 (人) 〔外、平均臨時雇用者数〕	40 〔19〕	47 〔27〕	46 〔36〕	41 〔43〕	65 〔84〕
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込みTOPIX)	- (-)	140.0 (117.6)	180.5 (109.3)	152.9 (105.3)	493.3 (133.1)
最高株価 (円)	2,838	4,645 1,850	3,660	3,530	4,250 4,815
最低株価 (円)	1,110	1,991 1,746	1,706	1,961	1,462 1,831

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間平均雇用人員数を外数で記載しております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。

5. 第15期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第15期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

6. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第12期の株主総利回り及び比較指標は、当社が2016年3月31日に上場したため記載しておりません。第13期以降の株主総利回りは、第12期末日の株価を基準とし、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割及び2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割を考慮して算定しております。
8. 最高・最低株価は、2018年8月29日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2016年3月31日をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2018年2月5日開催の取締役会決議に基づき、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合、また2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

当社は、2005年12月に株式会社ベクトルの100%子会社として、ベクトルグループ初のインターネットを利用したウェブサービスを提供する目的で、株式会社キジネタコム（現株式会社 P R T I M E S）の商号で設立されました。

2007年2月に商号を株式会社 P R T I M E S へ変更し、同年4月にプレスリリース配信サービス「PR TIMES」を開始し、当社事業の中核サービスとして注力してまいりました。

当社の現在までの沿革は以下のとおりであります。

2005年12月	株式会社キジネタコム（資本金10,000千円 現株式会社 P R T I M E S）を東京都港区北青山に設立
2006年2月	本社を東京都港区赤坂に移転
2007年2月	株式会社 P R T I M E S に商号変更
2007年4月	プレスリリース配信サービス「PR TIMES」の運営開始
2009年7月	「PR TIMES」の利用企業数が1,000社を突破
2009年11月	財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」を取得
2011年6月	ニュースサイトの運営を目的として、100%出資子会社株式会社ストレートプレスネットワーク（株式会社マッシュメディア）を設立
2013年4月	「PR TIMES」の利用企業数が5,000社を突破
2015年8月	「PR TIMES」の利用企業数が10,000社を突破
2016年1月	本社を東京都港区南青山に移転
2016年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2016年10月	広報効果リサーチサービスの提供を目的として、100%出資子会社株式会社 P R リサーチを設立 「PR TIMES」の利用企業数が15,000社を突破
2017年9月	タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」を事業譲受
2017年12月	「PR TIMES」の利用企業数が20,000社を突破
2018年8月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2018年10月	若手ビジネスパーソン向けメディア「U-NOTE」を事業譲受
2018年12月	連結子会社であった株式会社 P R リサーチを当社が吸収合併
2019年5月	「PR TIMES」の利用企業数が30,000社を突破
2020年3月	連結子会社であった株式会社マッシュメディアを当社が吸収合併
2020年5月	企業のストーリーを届ける広報サービス「PR TIMES STORY」のサービス開始
2020年6月	「PR TIMES」の利用企業数が40,000社を突破
2020年10月	Webメディア制作・企業PR支援の株式会社 i s m の全株式を取得
2021年2月	完全子会社であった株式会社 i s m を当社が吸収合併 「PR TIMES」の利用企業数が50,000社を突破
2021年5月	当社が運営するスタートアップメディア「BRIDGE」に関する事業を会社分割により、新設子会社である株式会社 T H E B R I D G E に承継

3【事業の内容】

当社の2021年2月期事業年度は、当社単体となっております。当社では、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するために、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」が社会的情報インフラと呼ぶに相応しい存在になることを目指して、その中核事業として企業と生活者をニュースでつなぐプラットフォーム事業を展開しております。

「PR TIMES」の利用企業は、新製品やサービスの発表、イベントやキャンペーンの告知そして業績動向などのニュースを広めるにあたって「PR TIMES」を活用しており、社会の情報流通構造が変容する中で、当社は高い投資対効果を実現できる仕組みを提供しております。

また、当社は単一セグメントであります。当社の提供サービスは、「PR TIMES」の他、広告・PR効果測定サービス「Webクリッピング」、タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」、クラウド情報整理ツール「Tayori」を展開しております。さらにメディア事業として、「isuta」、「TECHABLE」など生活者向けにニュースメディアを複数運営しております。なお、スタートアップメディア「BRIDGE」は、2021年5月に吸収分割にて株式会社THE BRIDGEとして子会社化しております。

[事業系統図]



(注)メディアとは、雑誌・新聞・Webサイト・フリーペーパー・テレビ・ラジオ等12,000超の媒体です。その他フリーランスライター等の会員記者も含まれております。

プレスリリース配信

事業の概要

「PR TIMES」について

インターネットが登場する以前、テレビ、新聞そして雑誌で報道される情報がニュースでしたが、マスメディアのスペースや尺は限られているために、自社のニュースを生活者に届けられるのはごく一部の企業や有名企業に限られておりました。

しかし今日では、スペースや尺から解放されたウェブメディアが急速に増大し、企業にとって報道されるメディアの選択肢がひとつ加わるだけにとどまらず、これまでメディアと無縁だった多くの企業に対し、ニュースで生活者をつなぐという新たな機会を与えることになりました。メディアのデジタル化や通信インフラの整備などに伴い、情報流通量は急激に増加しております。検索エンジンそしてソーシャルネットワークサービス(SNS)など、生活者の情報接触行動に大きな影響を及ぼすサービスが次々に台頭し、さらにスマートデバイスの普及により生活者の情報接触行動の多様化は加速しております。

このような環境の中、当社は世の中に驚きを与える新製品やイベントが日々発表され、そのニュースが相應に生活者へ伝わり、さらにみんなで共有して楽しめるプラットフォームを目指しております。そして、中核サービスである「PR TIMES」において、利用企業がプレスリリースを「PR TIMES」サイトに掲載できるほか、メディアの記者や編集者などへ報道向け素材資料として配信することも可能です。加えて、「PR TIMES」が業務提携するウェブメディアやニュースアプリへ転載する機能も提供しております。

サービスの概要

クライアントは「PR TIMES」を利用し、商品・サービス等に関する情報をプレスリリースとして配信します。プレスリリースは当社サイトに限らず、産経ニュース、YOMIURI ONLINE（読売新聞）、朝日新聞デジタル、毎日新聞Web、時事ドットコム、iza、東洋経済ONLINEなど月間1億PV（ ）以上の大手メディアと1千万PV以上のサイト25媒体を含む全業界対象メディアや、業界特化メディア、コラムメディアに転載しております。また、「PR TIMES」のFacebookページやTwitterに全てのリリース情報をカテゴリ別に投稿し、リリース情報をさらに拡散しているのも特徴であります。

() ユーザーによるWebページの閲覧数（延べ数）

「PR TIMES」の利用企業向け主要機能

機能	内容
「PR TIMES」サイトへの掲載	「PR TIMES」サイトは2021年2月現在、月間最大5,200万PV超となっております。メディアの記者や編集者などがサイトを閲覧し、報道するための情報源として活用するほか、生活者がニュースとしてサイトを閲覧し、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などで共有しております。プレスリリースの情報価値に相応して、生活者へニュースとして直接的に届け、広めることができます。
メディア（注）への配信	プレスリリースをメディアの記者や編集者などへ報道向け素材資料として配信し、パブリシティの機会を創出いたします。2021年2月現在、12,000媒体超のメディアリストをデータベース化しており、利用企業は発表する内容に即して、プレスリリースを配信したいメディアを容易に選択できます。
提携メディアへの転載	提携メディア数は2021年2月現在、200媒体となっております。産経ニュース、YOMIURI ONLINE（読売新聞）、朝日新聞デジタル、毎日新聞Web、時事ドットコム、iza、東洋経済ONLINEのニュースサイトや、SmartNews、antenna*などニュースアプリと提携し、プレスリリースを転載しております。またプレスリリースの内容や情報価値に相応して、それぞれのサイトやアプリをユーザーへニュースとして届けることができます。

（注）メディアとは、雑誌・新聞・Webサイト・フリーペーパー・テレビ・ラジオ等の媒体です。その他フリーランスライター等の会員記者も含んでおります。

料金プランは、下記のとおりであります。（2021年2月28日現在）

基本プラン

- ・従量課金プラン 3万円/回
- ・定額プラン（月契約） 8万円/月
- ・定額プラン（半年間契約） 7.5万円/月
- ・定額プラン（年間契約） 7万円/月

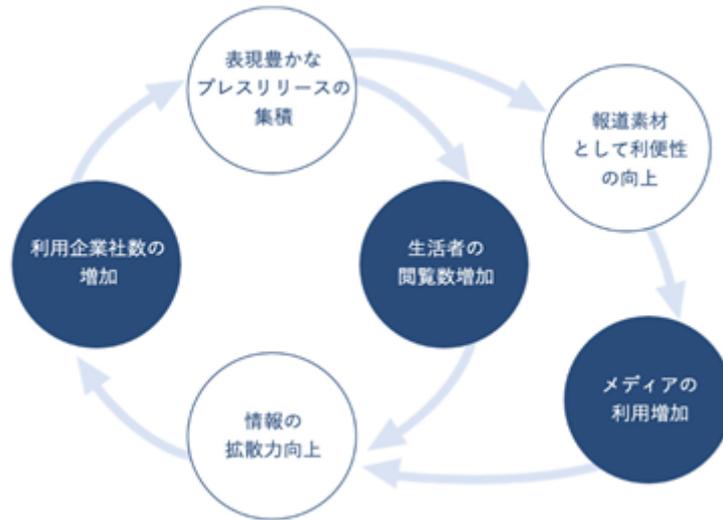
オプションプラン

- ・FAXによるリリース配信 5千円/回
- ・リリース原稿作成 3万円/回
- ・Webクリッピングレポート 1万円/月

当サービスにかかる収益について

当サービスにかかる収益は、主として「PR TIMES」サイトでプレスリリースを配信する利用企業より一定の利用料金を収受しております。プレスリリース1件あたり3万円の従量課金プランのほか、プレスリリースの利用機会が多い企業向けに定額プランがあります。

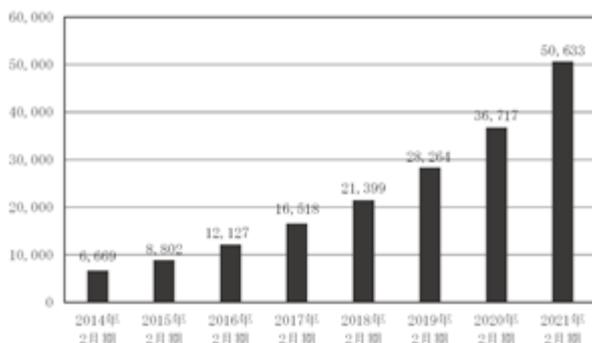
「PR TIMES」の収益は利用企業社数やプレスリリース件数に概ね比例し、サービスの効果は「PR TIMES」サイトでの閲覧数や提携メディア数への転載数等で測ることができます。メディアや生活者の閲覧数を増やすために、魅力的な利用企業、プレスリリースを数多く集積することが肝要ですが、加えて、利用企業のプレスリリースが生活者にとってより魅力的に届くように、プレスリリース内容の向上や波及効果の拡大につながる施策を実施しております。



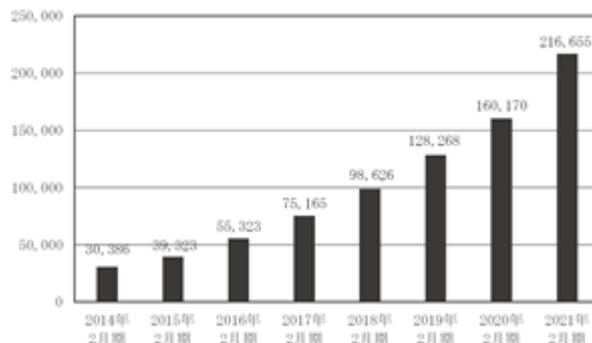
「PR TIMES」の累計利用企業数、プレスリリース件数、画像活用数、動画活用数及び提携メディア数の推移

年度		PR TIMES累計 利用企業数(社)	プレスリリース 件数(件)	画像活用数 (枚)	動画活用数 (本)	提携メディア数 (媒体数)
2017年2月期	第1四半期	13,179	17,093	70,936	1,071	83
	第2四半期	14,389	18,806	81,980	1,234	86
	第3四半期	15,499	20,757	93,329	1,432	91
	第4四半期	16,518	18,509	82,150	1,172	94
2018年2月期	第1四半期	17,650	22,562	103,641	1,444	96
	第2四半期	18,850	24,258	111,276	1,624	107
	第3四半期	20,152	27,338	127,876	1,927	110
	第4四半期	21,399	24,468	113,895	1,703	111
2019年2月期	第1四半期	23,079	29,031	138,762	2,190	112
	第2四半期	24,833	31,736	151,966	2,467	182
	第3四半期	26,654	35,694	172,087	2,623	182
	第4四半期	28,264	31,807	152,947	2,362	185
2020年2月期	第1四半期	30,280	37,310	186,370	3,094	190
	第2四半期	32,411	38,979	195,190	3,000	191
	第3四半期	34,668	44,156	221,568	3,352	194
	第4四半期	36,717	39,725	195,941	3,137	195
2021年2月期	第1四半期	39,940	42,926	197,472	3,858	196
	第2四半期	43,516	53,477	264,959	4,840	198
	第3四半期	47,324	61,945	314,577	5,355	199
	第4四半期	50,633	58,307	291,501	5,487	200

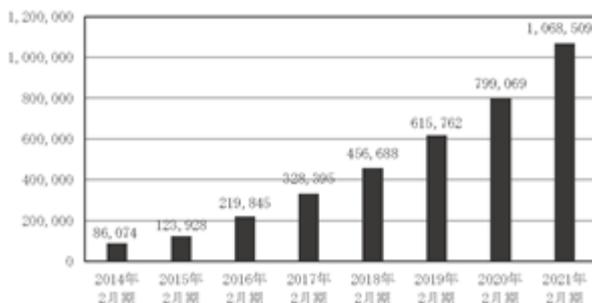
PR TIMES累計利用企業数 (社)



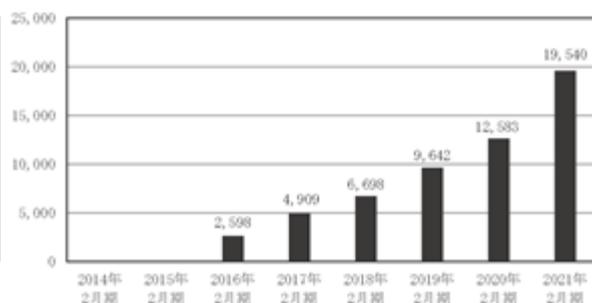
プレスリリース件数 (件)



画像活用数 (枚)

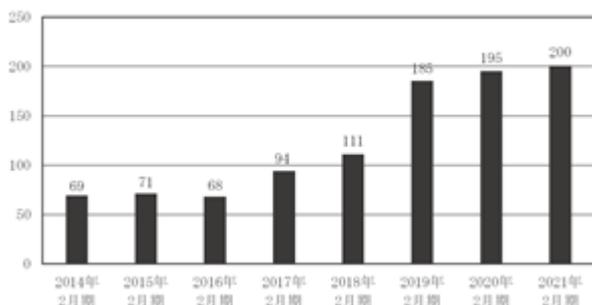


動画活用数 (本)



(注) 動画活用数 (本) は2016年 2月期より集計しております。

提携メディア数 (媒体数)



プレスリリース関連サービス

「PR TIMES」の利用企業に対し、PR効果の向上や業務効率化を図るための付随するサービスを提供しており、その内容は以下のとおりであります。

1) プランニングサービス

利用企業が新製品やサービスの発表、イベントやキャンペーンの告知といったニュースを広めるにあたって、より効果的にパブリシティを獲得し、ソーシャルネットワークサービス (SNS) でより波及させるための施策の立案、及びその実施を提供いたします。

当社が提供するプランニングサービスは、「PR TIMES」サイトのトラッキングデータやウェブメディアの運営で培ったノウハウなどを活かしている点が特長です。

2) 原稿制作サービス

「PR TIMES」で配信するプレスリリースの原稿を制作するサービスを提供いたします。

3) クリップングサービス

広報・PR効果測定サービス「Webクリッピング」として、メディアに報道されたパブリシティを収集し、利用企業へ報告するサービスを提供いたします。自社開発したクロウラシステムを用いて、膨大なウェブメディアを巡回し、キーワード検索により、利用企業のパブリシティの収集を自動化いたします。

4) ウェブメディアサービス

当社が運営するウェブメディアに広告枠を設け、主にアドネットワーク事業者 (複数の広告主の広告出稿を取りまとめ、参照する多数のウェブメディアに広告を配信する事業者) が提供する仕組みを利用し、広告表示又はクリックに応じて広告収入を得ております。

5) SaaS型サービス

当社は利用企業が業務効率化を図るための支援ツールとして、タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」及びクラウド情報整理ツール「Tayori」を提供しております。いずれもSaaS型サービスとして、利用量に応じて月額収入を得ております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容(注)1	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社ベクトル (注)2	東京都港区	2,880,131	P R 事業	(被所有) 58.3	役員の兼務 1名 当社サービスの販売

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、サービス別の区分の名称を記載しております。
2. 有価証券報告書の提出会社であります。
3. 当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、株式会社THE BRIDGEを新設することを決議しました。
4. 前事業年度末において連結子会社であった株式会社マッシュメディアは、2020年3月1日を効力発生日として当社が吸収合併いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65 (84)	29.7	2.5	5,780

セグメントの名称	従業員数(名)
プレスリリース配信事業	55 (74)
全社(共通)	10 (10)
合計	65 (84)

- (注) 1. 従業員数は正社員の期末在籍者数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。なお、前事業年度は契約社員は従業員数に含めておりました。
2. 平均年間給与は、正社員の期末在籍者数を対象とし、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員数であります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が増加しておりますが、子会社を吸収合併したこと、および業績拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを掲げ、PR領域を事業の軸としながら、次の行動者が立ち上がる勇気を与えるような、ポジティブなエネルギーの循環を生み出し、誰もがヒーローになれる社会の実現を目指しております。

(2) 注視している経営指標

当社は、積極的かつ規律ある投資により、中長期的な視点で、事業成長と利益向上の両方を目指しており、売上高、営業利益、及び売上高成長率と営業利益率のバランスを注視しております。

(3) 当社を取り巻く経営環境

当社が運営するプレスリリース配信サービスにおける市場規模の発表資料はございませんが、公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会発表の「2019年PR業実態調査報告書」によると、PR業全体の売上規模は、948億円（2014年度）、1,016億円（2016年度）、1,290億円（2018年度）と拡大傾向にあり、企業にとってのPRの重要性は高まっているものと考えております。また、あらゆる産業・業務のデジタル化が今後ますます加速していくことで、インターネットを活用したPR活動も促進されると考えております。

(4) 当社の競争優位性

当社の競争優位性はミッションにあり、ミッションに立脚したサービス設計・組織になっていることが参入障壁を生み出していると考えております。当社は、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」をミッションに掲げ、「PR TIMES」を通じて触れたニュースで生活者の心が揺さぶられるよう、サービスの向上に努めてまいりました。従業員も当社のミッションに共感して参画しているため、同じ目的意識を持って一丸となって仕事に取り組みしております。幸いなことに、当社のミッションに賛同して、利用して下さっているお客様も多数いらっしゃいます。プレスリリースの配信事業は、企画力・開発力を持つ企業であれば、比較的参入しやすい事業領域です。しかしながら、ミッションはフィロソフィーが色濃く反映されるもので、時間と共に培われるため、簡単に模倣できるものではなく、それが競争優位になると考えております。

(5) 中長期的な方向性

当社は、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するために、以下の3つの長期的な経営目標を掲げています。

「PR TIMES」を社会的な情報インフラと呼ぶに相応しい存在にする

「PR TIMES」を世界で有数のインターネットサービスにする

「PR TIMES」を超える事業を生み出す人材が台頭する組織になる

長期経営目標の達成、ひいてはミッションの実現に向けて、2025年度までにおける中期経営目標として、「Milestone2025 中期経営目標説明資料」を公開しております。具体的な目標や施策は以下のとおりです。

当社は、「PR TIMES」を社会的な情報インフラにすることを目指しています。働く一人ひとりの仕事が社会へ伝えられ、大切な人たちへと届く機会を、誰もが平等に得られるようになってこそ、社会的な情報インフラと呼ぶに相応しいと考えております。そのためにも、地方金融機関や地方自体とも提携しながら日本全国地域における「PR TIMES」の利用を推進してまいります。

また、「PR TIMES」を世界で有数のインターネットサービスにするためにも、2022年度中にアメリカを中心とした英語圏への進出に挑戦します。「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションに国境を定めない限り、次の時代をつくれるように機会を追求してまいります。

「PR TIMES」を超える事業の創出にも挑戦します。投資フェーズである「Jooto」や「Tayori」をしっかりと伸ばして、日本の業務効率化や生産性向上に大きく貢献できるようにしていきたいと考えております。「BRIDGE」や「isuta」も社会に大きな影響を与える日本有数のメディアを目指し、まだ存在しない新たな事業の創出にも挑戦してまいります。

2025年度に目標とする指標は下記のとおりです。

< 全社 >

・ 営業利益 35億円

< PR TIMES >

- ・日本国内利用企業社数 150,000社
- ・国内上場企業の利用率 70% (IPO時80%、内、グロース市場95%)
- ・地方自治体の利用 年度内利用700市町村47都道府県・災害支援プログラム認知度100%
- ・地方地域の業務提携 47都道府県
- ・サイト閲覧数 1億1,000万PV / 月
- ・メディア活用率 70%
- ・ビジネスパーソン認知度 サービス理解10%・会社認知50%

< Jooto >

- ・有料利用企業社 100,000社
- ・営業利益 3.5億円

< Tayori >

- ・有料アカウント数 6,000アカウント
- ・営業利益 2億円

< BRIDGE >

- ・有料アカウント数 10,000アカウント
- ・登録社数 500社

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

「PR TIMES」の継続的な成長

当社では、「行動者発の情報、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するために、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を社会的な情報インフラと呼ぶに相応しい存在にすることを目指しています。日本全国各地において、情報発信する企業や団体、提携するメディアを増やし、生活者にとって質の高い情報を届けられるよう、安定的なシステム運用と、継続して利用いただける顧客対応が重要であると考えております。また、日本国内での展開に留まらず、「PR TIMES」を世界で有数のインターネットサービスにするためにグローバル展開にも挑戦してまいります。

「PR TIMES」を超える事業の創出

持続的な企業価値向上を実現するためには、「PR TIMES」を超えるような新しい事業の台頭も必要不可欠です。タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」、クラウド情報整理ツール「Tayori」のユーザー数やアカウント数は堅調に推移しているものの、有料課金率は極めて低い状況です。引き続き規律のある投資と業績管理を行い、第2、第3の収益事業の創出と成長を実現してまいります。

事業成長を牽引する人材の台頭や組織の構築

飛躍的かつ継続的な事業成長を遂げるには、経営者人材の台頭と柔軟かつ多様な組織づくりが必要と考えています。当社が考える経営者人材とは、社会に対して新しい価値を創造して、それをビジネスモデルにして、リソースの獲得・オペレーションの構築・持続的な収益の確立など、事業を丸ごと担える人材のことで、「PR TIMES」を超える事業をつくるというマインドを持ち合わせていることも重要だと考えており、そういった人材の台頭を望んでいます。また、性別・年齢・国籍等の違いを超えた多様な人材が有する能力や発想、価値観を組織に組み入れることで、組織全体の活性化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況への影響が続いております。2020年4月の緊急事態宣言の前後において、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」において、「マスク」「消毒液」「テレワーク」といった新型コロナウイルス感染症に起因する内容のプレスリリースが多く配信されました。現在も新型コロナウイルス感染拡大による景気の停滞はあるものの、サービスに大きな影響は及ぼしていません。

また当社では、事業の安定的な運営と従業員の安全確保のため、リモート可能な業務はテレワークを推奨しております。一方で対面コミュニケーションも大切にしており、出社比率を制限したうえで、徹底した衛生管理、アクリルパネルの設置等で感染拡大防止を図っております。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気の変動について

企業の広告宣伝・広報関連予算は、企業の景況に応じて調整されやすく、景気動向に影響を受けやすい傾向にあり、景況感が著しく悪化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 災害・事故等の発生について

企業の広告宣伝・広報関連予算は、自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、その影響を受けやすい傾向にあります。したがって、これらの災害・事故等が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 同業他社との競合について

プレスリリース配信サイトの開発は、企画力・開発力を持つ企業であれば比較的参入しやすいこと、当該企業の頭頭などにより顧客の獲得競争が激化し、当社がプレスリリース配信事業の競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) メディアとの関係について

当社は、メディアとの広範かつ親密なネットワークを経営資源としておりますが、テレビ・新聞・雑誌・ラジオ・インターネットメディアといったメディアは、効果的なプレスリリース掲載を図るための重要なインフラであります。当社は、メディア各社に対し有用な情報を長期的かつ継続的に提供することにより、メディア各社との信頼関係を構築してまいりましたが、当社が誤った情報の提供等により、メディアとの信頼関係を失った場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術革新への対応等について

当社はインターネット関連技術に基づいた事業を展開しており、今後も適時適切にプレスリリース配信を行っていく方針であります。

しかしながら、当社を取り巻く業界は、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化が激しいものとなっております。そのため、技術革新に対する対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があることに加え、急速な技術革新に対応するためにシステム又は人的投資への金額が増大する可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、社内のチェック・教育の実施や顧問弁護士への確認・相談を実施しておりますが、万一、当社が事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があり、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

プレスリリース配信事業は、プロバイダ責任制限法や不当景品類及び不当表示防止法、下請法等関連法規による規制があります。当社では社内のチェック・社内教育の実施や顧問弁護士によるチェック等、法令に抵触しないよう法令に準じた運用の徹底を図っておりますが、これらの法規の変更が行われる場合、又は運用の不備等により当社事業が法令に抵触するような事態が起こった場合、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システムトラブルについて

当社は、アクセス過多によるサーバー停止やネットワーク機器の故障及び自然災害や事故、火災等によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼働状況の常時監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、顧客情報やコンテンツを管理しているサーバーや閲覧・予約システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、顧客への情報提供等に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 新規事業について

当社は、培ったノウハウを生かし、更なる成長を目指してプレスリリース配信事業の積極展開を進めていく所存です。新規事業開発は慎重な検討を重ねたうえで取り組んでまいりますが、当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画どおりの成果が得られない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 親会社との関係について

親会社グループにおける位置づけ

当社は、親会社である株式会社ベクトルを中心とした企業集団（以下、ベクトルグループ）に属しております。同社は当社の議決権の58.3%（当事業年度末時点）を保有する筆頭株主であり、ベクトルグループは企業の戦略的広報活動を支援するPR事業を主力事業としております。ベクトルグループにおいては、従来からの広報業務に加え、広告宣伝分野でPRを活用する「戦略PR」を通じ、企業の広報活動の支援やコンサルティング業務を実施しております。なお、「戦略PR」とは、クライアントの情報をメディアの制作・編集担当が記事やニュースとして取り上げたい形に加工することで、広告に比べて低コストで、注目度の高い情報を幅広いメディアに拡散させていく手法を指します。

当社は、戦略PR事業を主な事業とするベクトルグループにおいて、「テクノロジーカンパニー」という位置付けでプレスリリース配信事業を営んでおります。ベクトルグループは、プランニングから実行までの比較的大規模なPRビジネスが主流であり、当社のプレスリリース配信事業の重要性は低いと考えております。また、ベクトルグループ内に当社と競合となるサービスはありません。しかしながら、ベクトルグループの方針や環境が変わり、グループ他社から競合となるサービスが創出された場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ベクトルグループとの取引関係

ベクトルグループとの取引については、当社のプレスリリース配信サービス「PR TIMES」をベクトルグループ各社が利用しております。当事業年度における当社の売上高に占めるベクトルグループ向け売上高の割合は4.0%となっております。

当社とベクトルグループの取引関係は以下のとおりです。何らかの要因で、ベクトルグループとの取引が困難となった際は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

取引の内容について

種類	会社等の名称 又は氏名	取引の内容	取引金額(注1)		科目	期末残高(注1)		具体的な取引 条件及びその 決定方法
			前事業年度	当事業年度		前事業年度	当事業年度	
親会社及び 主要株主 (法人)	(株)ベクトル	プレスリリース配信等	千円 -	千円 8,872	売掛金	千円 -	千円 1,069	(注3)
		P R活動	-	3,600	買掛金	-	330	(注3)
親会社の 子会社	(株)アンティル	プレスリリース配信等	-	34,675	売掛金	-	3,087	(注3)
		P R活動	-	11,749	未払金	-	4,906	(注3)
	(株)ブラチナム	プレスリリース配信等	-	37,027	売掛金	-	3,489	(注3)
		P R活動	-	18,400	-	-	-	(注3)
	(株)シグナル	プレスリリース配信等	-	9,506	売掛金	-	975	(注3)
	(株)イニシャル	プレスリリース配信等	-	55,472	売掛金	-	4,685	(注3)
		P R活動	-	700	-	-	-	(注3)
	(株)トータル (注4)	プレスリリース配信等	-	1,235	売掛金	-	132	(注3)
	(株)Starbank	Jooto利用料	-	82	-	-	-	(注3)
	(株)ブランド コントロール	プレスリリース配信等	-	1,230	売掛金	-	132	(注3)
		ツール利用料	-	687	未払金	-	63	(注3)
	Vector Group International Limited	プレスリリース配信等	-	120	-	-	-	(注3)
	維酷公共関係諮問(上 海)有限公司	プレスリリース配信等	-	40	売掛金	-	44	(注3)
	(株)あしたのチーム	プレスリリース配信等	-	702	売掛金	-	61	(注3)
	(株)VECKS	映像制作	-	160	-	-	-	(注3)
	Vector Korea Inc.	プレスリリース配信等	-	120	売掛金	-	33	(注3)
	(株)NewsTV	映像制作	-	4	-	-	-	(注3)
	(株)ニュース テクノロジー	プレスリリース配信等	-	760	売掛金	-	143	(注3)
	(株)スマートメディア	プレスリリース配信等	-	150	売掛金	-	66	(注3)
		P R活動	-	100	未払金	-	11	(注3)
	SoVeC(株)	プレスリリース配信等	-	300	売掛金	-	33	(注3)
	(株)サイバーセキュリ ティバンク (注5)	プレスリリース配信等	-	845	売掛金	-	38	(注3)
	(株)IR robotics	プレスリリース配信等	-	240	-	-	-	(注3)
		月会費	-	3,350	前払費用	-	440	(注3)
	Priv Tech(株)	プレスリリース配信等	-	270	売掛金	-	33	(注3)
	(株)イベック	プレスリリース配信等	-	30	-	-	-	(注3)
パブリックアフェアーズ ジャパン(株)	プレスリリース配信等	-	330	売掛金	-	33	(注3)	
メディカルテクノロ ジーズテクノロジー(株)	プレスリリース配信等	-	30	売掛金	-	33	(注3)	

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当事業年度より連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
4. 2020年3月1日付で株式会社イレクションから商号変更しております。
5. 2020年12月17日付で株式会社vecrutingから商号変更しております。

ベクトルグループとの取引条件につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、ベクトルグループに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上又は営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、当該取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

ベクトルグループとの人的関係

当事業年度末現在における当社の取締役5名のうち、ベクトルグループとの間で兼務関係にある役員は取締役の戸崎康之1名であり、兼務の状況は以下のとおりであります。

当社における役職	氏名	兼務先の社名	兼務先における役職
取締役（非常勤）	戸崎 康之	株式会社ベクトル	執行役員経営戦略本部長
		株式会社スマートメディア	取締役
		株式会社あしたのチーム	取締役

戸崎康之は株式会社ベクトルに入社後、ベクトルグループの複数の企業で取締役を歴任しており、経営に関する幅広い経験を有するため、当社から同社へ要請し取締役就任に至りました。当社がベクトルグループから役員を受け入れる目的は、経営戦略に対する有益な助言を得るためであり、当社独自の経営判断を妨げるものではないものと認識しております。したがって、特段の必要がない限りにおいては役員を受け入れることはありませんが、受け入れる際にはベクトルグループからの一定の独立性を確保するように努める方針です。また、当事業年度末現在、当社に、ベクトルグループからの出向者はおりません。ベクトルグループからの出向者は、原則として受け入れない方針であり、人員が必要な場合には当社で採用する方向で考えております。

その他、ベクトルグループとの間の関係について

ベクトルグループでは、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行における報告事項及び事前承認事項が定められておりますが、当社は株式会社ベクトルとの間で、当社株主としての権利を除き、当社が東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました2016年3月31日をもって「関係会社管理規程」の適用除外とする旨の覚書を締結しております。

(11) 情報管理について

当社は事業を推進していく中で、顧客情報や個人情報扱う機会があります。情報管理については必要な措置を講じており、その一環として2009年11月にプライバシーマークを取得いたしました。しかしながら、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合には、当社の業績及び社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定経営者への依存について

代表取締役である山口拓己は、2009年5月以来代表を務めており、2007年4月にプレスリリース配信サービス「PR TIMES」の運営を開始するなど、当社の経営方針や事業戦略の決定・遂行、多様なサービスラインの開発・導入に重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会等における情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。現在付与している新株予約権が行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末現在における新株予約権による潜在株式数は758,800株であり、同日現在の発行済株式総数13,457,200株の5.6%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度（2020年3月1日～2021年2月28日）の当社におきましては、引き続きプレスリリース配信サービス「PR TIMES」の基盤強化を進めながら、企業発表情報のプラットフォームとして、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態の中でも、生活者に正しく有益な情報を届けるため、最善を尽くしてまいりました。新型コロナウイルス感染拡大初期は、「PR TIMES」のプレスリリースの利用機会が減少し、プレスリリース件数の成長率は鈍化しておりましたが、一方で「マスク」「消毒液」といった新型コロナウイルス感染症に起因する内容のプレスリリースが多く読まれ、2020年5月のサイト閲覧数は過去最高の5,221万ページビューを記録しました。5月25日に1回目の緊急事態宣言が解除されたことで、プレスリリース件数はコロナ禍以前の成長率を取り戻し、12月には過去最高の月間21,838件を記録しております。利用企業社数は2021年2月に50,633社（前年同期比13,916社増加）に達し、国内上場企業のうち44.7%の企業にご利用いただいております。メディアユーザー数も20,307名となり、引き続き成長基調を維持しております。プレスリリースの配信と受信双方の増加に伴いネットワーク効果が大きく働き、「PR TIMES」は従来の報道向け素材資料であるプレスリリースの情報流通サービスから、PR（パブリック・リレーションズ）プラットフォームへと変容を遂げております。

また、新規事業として取り組んでおります広報・PR効果測定サービス「Webクリッピング」のユーザー数は12,368名、タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」のユーザー数は262,694名、クラウド情報整理ツール「Tayori」のアカウント数は42,251名となりました。「Jooto」については、2021年1月よりテレビCMを放映開始し、2月よりタクシー内でも放映する等積極的に投資を行っております。いずれのサービスもユーザー数もしくはアカウント数は伸びているものの、有料課金率は極めて低く、投資フェーズが続いております。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,765,954千円（前年同期比30.6%増）、営業利益は1,301,329千円（前年同期比156.5%増）、経常利益は1,299,420千円（前年同期比156.2%増）、当期純利益は1,043,392千円（前年同期比280.0%増）となりました。なお、2020年度中期経営計画（2016年7月13日発表）において掲げた、事業目標である「PR TIMES」利用企業社数5万社及び中期業績目標である営業利益10億円を達成しております。

なお、当社はプレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産の部）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ1,411,359千円増加し、3,457,974千円となりました。

流動資産におきましては、当事業年度末残高は3,051,215千円と前事業年度末に比べ1,377,980千円の増加となりました。これは売掛金の減少29,694千円があったものの、現金及び預金の増加1,399,162千円が主な要因となります。固定資産におきましては、当事業年度末残高は406,759千円と前事業年度末に比べ33,378千円の増加となりました。これは無形固定資産の増加11,568千円及び投資その他の資産の増加14,938千円が主な要因となります。

（負債の部）

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ399,731千円増加し、973,469千円となりました。

流動負債におきましては、当事業年度末残高は968,112千円と前事業年度末に比べ400,086千円の増加となりました。これは未払法人税等の増加214,879千円及びその他の増加72,136千円が主な要因となります。固定負債におきましては、当事業年度末残高は5,357千円と前事業年度末に比べ355千円の減少となりました。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ1,011,628千円増加し、2,484,504千円となりました。これは当期純利益1,043,392千円の計上による利益剰余金の増加が主な要因となります。

キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度まで連結キャッシュ・フロー計算書を作成していましたが、当事業年度よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、2,531,595千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,408,727千円となりました。これは主に、税引前当期純利益1,424,746千円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は166,466千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出39,974千円、無形固定資産の取得による支出66,191千円及び関係会社株式の取得による支出28,764千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は48,556千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出13,635千円及び自己株式の取得による支出31,764千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

1) 生産実績

当社では生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

2) 受注実績

当社のサービスは、受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

3) 販売実績

当社は、プレスリリース配信事業の単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
プレスリリース配信事業	3,765,954	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当事業年度より連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度は、売上高及び営業利益を重視した経営を行っております。プレスリリース配信のサービス開始時から地道に築き上げてきた顧客基盤の更なる拡大を図るべく、前期から引き続きプレスリリース配信メディアとの提携を強化しメディア訴求力の向上に努めるとともに、「PR TIMES」等当社が提供するサービスの認知度向上並びに新たな顧客層の獲得を目指し、テレビCMのオンエアやタクシー広告の出稿等に広告宣伝費を投じてまいりました。

2021年2月には利用企業社数が50,633社に達し、プレスリリース配信サイト「PR TIMES」の閲覧数は2020年5月に5,221万ページビューを記録しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,765,954千円（前年同期比30.6%増）、営業利益は1,301,329千円（前年同期比156.5%増）、経常利益は1,299,420千円（前年同期比156.2%増）、当期純利益は1,043,392千円（前年同期比280.0%増）となりました。

なお、当社はプレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、内部資金又は短期借入により調達しております。なお、資金の短期流動性を確保するため、複数の金融機関等と当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における当座貸越契約の極度額の総額は600,000千円であり、借入実行残高はありません。

当社の運転資金需要の主なものは、人件費及び広告宣伝費等の販売費及び一般管理費であります。投資を目的とした資金需要は、継続的なソフトウェアの開発、事業拡大のための株式や事業の取得に関する投資等によるものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。特に以下に示す重要な会計方針が財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、現状軽微であると判断し会計上の見積りを行っておりますが、同感染症による経済活動の悪化による影響等は、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

・固定資産及びのれんの減損

当社は、固定資産及びのれんのうち減損の兆候がある資産又は資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、固定資産及びのれんの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、経営環境及び市場環境の変化による収益性の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合には減損損失の計上が必要となる場合があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、慎重かつ実現性の高い継続的な事業計画に基づいて将来の課税所得を合理的に見積り、実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、将来の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は127,765千円であります。その主な内容は、新サービスの自社開発、既存サービスのリニューアル、事務機器及び通信機器の新設であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。

2021年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社事務所 (東京都港区)	本社設備	30,475	51,145	5,989	94,548	52,669	234,827	65(84)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は90,540千円であります。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載していません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載していません。

当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 2020年5月26日開催の第15回定時株主総会において定款の変更が行われ、発行可能株式総数は同日より10,000,000株増加し、20,000,000株となっております。また、2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年8月5日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は20,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,457,200	13,457,200	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容等に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	13,457,200	13,457,200	-	-

(注) 1. 2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は6,728,600株増加し、13,457,200株となっております。
2. 「提出日現在発行数」欄には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1) 第2回新株予約権(2015年2月6日臨時株主総会決議)

決議年月日	2015年2月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、当社従業員37名、 当社の子会社従業員2名
新株予約権の数(個)	97 [96]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,800 [38,400] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2019年1月30日 至 2025年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 (注) 5 資本組入額 23 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の付与を受けた者（以下、新株予約権者という。）は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができない。
 - (3) その他権利行使の条件は、当新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
5. 2015年8月3日開催の取締役会決議により、2015年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合で、2018年2月5日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2) 第3回新株予約権(2017年3月16日取締役会決議)

決議年月日	2017年3月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
新株予約権の数(個)	360
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 144,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	578(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年6月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 579(注)6 資本組入額 290(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される（連結）損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
 - (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
 - (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
 - (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2018年2月5日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3) 第4回新株予約権(2017年3月16日取締役会決議)

決議年月日	2017年3月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者税理士法人トラスト(注)1
新株予約権の数(個)	1,440
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 576,000(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	578(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2021年6月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 579(注)7 資本組入額 290(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、税理士法人トラストを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される（連結）損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各受益者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 700百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%
 - (b) 800百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち80%
 - (c) 900百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち90%
 - (d) 1,000百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- (3) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあり、かつ、当社または当社関連会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2018年2月5日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4) 第5回新株予約権(2021年4月13日取締役会決議)

決議年月日	2021年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
新株予約権の数(個)	390
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,750(注)2
新株予約権の行使期間	自 2027年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,751 資本組入額 1,876
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

提出日の前月末現在(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された（連結）損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5) 第6回新株予約権(2021年4月13日取締役会決議)

決議年月日	2021年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者コタエル信託株式会社(注)1
新株予約権の数(個)	960
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 96,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,750(注)3
新株予約権の行使期間	自 2027年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,751 資本組入額 1,876
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

提出日の前月末現在(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された（連結）損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員または顧問の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 上記(2)は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月30日 (注) 1	460,000	3,030,000	283,544	334,444	283,544	309,444
2016年5月11日 (注) 2	114,000	3,144,000	70,269	404,713	70,269	379,713
2016年3月1日～ 2017年2月28日 (注) 3	116,000	3,260,000	8,120	412,833	8,120	387,833
2017年3月1日～ 2018年2月28日 (注) 3	78,000	3,338,000	5,460	418,293	5,460	393,293
2018年3月1日 (注) 4	3,338,000	6,676,000	-	418,293	-	393,293
2018年3月1日～ 2019年2月28日 (注) 3	36,400	6,712,400	1,638	419,931	1,638	394,931
2019年3月1日～ 2020年2月29日 (注) 3	16,200	6,728,600	729	420,660	729	395,660
2020年8月5日 (注) 4	6,728,600	13,457,200	-	420,660	-	395,660

(注) 1. 有償・一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,340円
引受価額 1,232.80円
資本組入額 616.40円

2. 有償・第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,232.80円
資本組入額 616.40円
割当先 株式会社 S B I 証券

3. 新株予約権の行使によるものであります。

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	20	33	37	92	10	4,453	4,645	-
所有株式数 (単元)	-	14,171	4,804	76,206	9,462	18	29,833	134,494	7,800
所有株式数 の割合(%)	-	10.5	3.6	56.7	7.0	0.0	22.2	100	-

(注) 自己株式424,931株は、「個人その他」に4,249単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15番1号	7,600,000	58.32
山口拓己	東京都杉並区	706,000	5.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	558,700	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	213,200	1.64
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	207,000	1.59
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	155,600	1.19
MORGAN STANLEY & CO.LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7 号)	118,907	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	112,576	0.86
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	104,343	0.80
株式会社日本カストディ銀行(信託B 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	79,600	0.61
	-	9,855,926	75.63

(注) 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びみずほ証券株式会社が、2020年12月15日現在で927,500株を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	895,600	6.66
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	31,900	0.24
計	-	927,500	6.89

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 424,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,024,500	130,245	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,800	-	-
発行済株式総数	13,457,200	-	-
総株主の議決権	-	130,245	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2021年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P R T I M E S	東京都港区南青山二丁目27番25号	424,900	-	424,900	3.16
計	-	424,900	-	424,900	3.16

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年2月16日)での決議状況 (取得期間2021年2月17日~2021年2月17日)	10,000	45,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	8,000	31,320,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,000	13,680,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.0	30.4
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	20.0	30.4

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年5月14日)での決議状況 (取得期間2021年5月17日~2021年6月25日)	134,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	134,000	500,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含めておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	295	444,570
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当社は、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度における取得自己株式の内訳は、株式分割前に取得した株式数123株、株式分割により増加した株式数123株及び株式分割後に取得した株式数49株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	400	511,600
保有自己株式数	424,931	-	424,531	-

(注) 1. 当社は、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。保有自己株式数には、株式分割により増加した株式数208,441株が含まれております。

2. 当期間における「その他(新株予約権の権利行使)」には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、2021年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的な企業価値向上を目指して経営を行っています。企業価値は、お客様・従業員・取引先・地域社会・株主といった様々なステークホルダーへの提供価値を高めることで総合的に向上していくものと捉えています。各ステークホルダーは短期的にはトレードオフの関係になることもありますが、長期的には全てのステークホルダーに満足していただけるよう、長期的価値の創造に邁進してまいります。当面は事業成長を優先することが企業価値の最大化、ひいては株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保を充実させ、再投資に充当する方針です。なお、当社は剰余金を配当する場合に、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会である旨を定款に定めております。

また、自己株式の取得については、株主還元、資本効率を含めた総合的な観点から必要に応じて実施していく予定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員、地域社会等といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

なお、当社の主要株主である株式会社ベクトルは当社の親会社に該当しております。当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討したうえで取引を実施する方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ)企業統治の体制の概要

当社では会社法上の法定の機関である取締役会、監査役会のほか、内部監査室、コンプライアンス・リスク委員会を設置・運営しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、経営に関する重要事項についての意思決定を行うなど、当社の業務執行を決定し、取締役から業務執行状況の報告を適時に受けるなど、取締役の職務の執行を監督する権限を有しており、原則として毎月1回に定期的開催し、必要に応じて随時機動的に開催しております。また、取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、代表取締役が議長を務めております。取締役会を構成する取締役の氏名(社外取締役に該当する場合はその旨)については、「(2) 役員の状況」をご参照ください。

b. 監査役会

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会を設置しており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、各々監査役の監査内容について報告する等、監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。監査役会を構成する監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、議長は常勤監査役が務めております。監査役会を構成する監査役の氏名(社外監査役に該当する場合はその旨)については、「(2) 役員の状況」をご参照ください。

c. 内部監査室

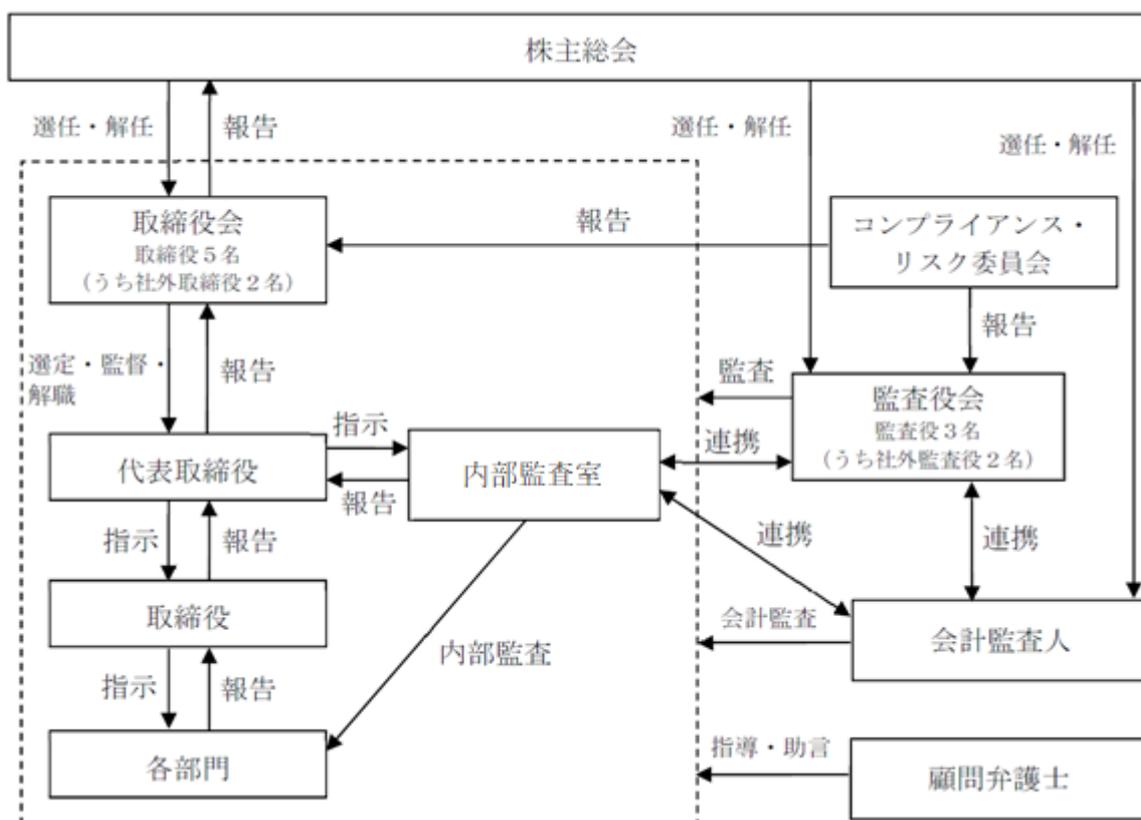
当社は、会社の資産の保全のため、また業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、内部監査室長を含む2名の従業員が内部監査業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。内部監査結果は代表取締役に報告する他、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

d. コンプライアンス・リスク委員会

当社は、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、リスクの抽出と予防、また、リスクが発生した場合は迅速かつ確かな対策を講ずることにより被害を最小限に食い止め、その再発防止に取り組むことを目的として、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。同委員会は各部門長で構成され、委員長は取締役経営管理本部長である三島映拓が務めております。

当社の企業統治の体制を図示すると、次のとおりです。



(ロ)当該体制を採用する理由

当社は取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。社外取締役2名は、他の会社の経営や異分野での豊富な経験があり、取締役会では毎回活発な議論が行われております。監査役の過半数を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査の質を確保し、監査機能の強化を図っております。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査室と連携することで機動的な監査を可能としております。コンプライアンス・リスク委員会は全社から収集されるリスク情報と、それらに対する事前防止、発生時の迅速な対応、改善を行っております。

以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

(ハ)その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年4月13日の取締役会にて、「内部統制システム整備の基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりです。

1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという。）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
- b) 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
- c) コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a) 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。

- b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
- b) 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- b) 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、組織規程及び職務権限規程を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置いたします。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a) 当社は、取締役会の他、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- b) 監査役会は、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- 7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- b) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の信頼性の確保に努めます。
- 8) 反社会的勢力との関係断絶
- 当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。
- また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
- 具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。
- 今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。
- b. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持が非常に重要な課題であると認識しております。事業のリスクを把握し、対策を立てる機能を持つ機関を社内を設置する必要性があること及びリスク情報を集約し、万が一リスクが発生した場合に、会社が被る損害を最小限にとどめることを目的とし、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。
- また、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンスポリシー」を制定し、これに従い、全役員及び従業員が法令等を遵守した行動・高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- 1) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
- 2) 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
- 3) 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び職務権限規程を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e. 取締役の定数

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨、定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票に寄らないものとする旨、定款で定めております。

g. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1) 剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金を配当する場合に、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会である旨を定款に定めております。

2) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	山口 拓己	1974年 1 月12日生	1996年 4 月 山一証券(株)入社 1997年 4 月 (株)ガルフネットコミュニケーション入社 1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサル ティング(株))入社 2006年 3 月 (株)ベクトル入社 2006年 6 月 同社取締役就任 2007年 1 月 当社取締役就任 2009年 5 月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2011年 6 月 (株)セカンドニュース代表取締役就任 (株)ストレートプレスネットワーク (株)マッシュメディア) 代表 取締役就任 2016年10月 (株)P R リサーチ取締役就任 2020年 1 月 (株)グッドパッチ社外取締役就任 (現任)	(注) 3	706,000
取締役 経営管理 本部長	三島 映拓	1980年 3 月26日生	2005年 3 月 (株)ベクトル入社 2007年 8 月 当社入社 2015年 3 月 当社執行役員サービス本部長就任 2017年 5 月 当社取締役経営企画本部長就任 2019年10月 当社取締役経営管理本部長就任 (現任)	(注) 3	28,400
取締役	戸崎 康之	1981年 4 月 5 日生	2005年 7 月 (株)アクシブドットコム (現 (株)VOYAGE GROUP) 入社 2010年11月 (株)PeX(現 (株)VOYAGE MARKETING) 代表取締役就任 2015年 4 月 (株)ドゥ・ハウス取締役就任 2015年12月 (株)VOYAGE GROUP取締役就任 2016年12月 (株)VOYAGE NEXUS代表取締役就任 2017年10月 (株)ゼノシス取締役就任 (株)コソラル取締役就任 2019年 1 月 (株)ベクトル執行役員経営戦略本部長就任 (現任) 2019年 5 月 (株)スマートメディア取締役就任 (現任) 2020年 5 月 当社取締役就任 (現任) 2020年12月 (株)あしたのチーム取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役 (注) 1	鎌田 和彦	1965年11月 8 日生	1988年 4 月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社 1989年 6 月 (株)インテリジェンス (現 パーソルホールディングス(株)) 設立 取締役就任 1999年 4 月 同社代表取締役社長就任 2009年 1 月 (株)シーモン (現 アート・クラフト・サイエンス(株)) 取締役就任 2009年 4 月 同社代表取締役就任 2009年 6 月 (株)ペイロール社外取締役就任 2009年 8 月 (株)アイ・アム (現 (株)インターワークス) 社外取締役就任 2014年 3 月 (株)フルキャストホールディングス社外取締役就任 2015年 9 月 (株)トラスト・テック (現 (株)夢真ビーネックスグループ) 社外取 締役就任 2015年12月 (株)オープンハウス取締役副社長就任 (現任) 2016年12月 (株)オープンハウス・アーキテクト取締役就任(現任) 2018年 5 月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役 (注) 1	鈴木 啓太	1981年 7 月 8 日生	2000年 2 月 浦和レッドダイヤモンズ入団 2015年10月 AuB(株)代表取締役就任 (現任) 2016年 1 月 浦和レッドダイヤモンズ退団、現役引退 2016年11月 (株)ランシステム社外取締役就任 (現任) 2020年 5 月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役 (注) 2	向川 壽人	1953年 9月 7日生	1976年 4月 東亜建設工業(株)入社 1981年 4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年 9月 公認会計士登録 (株)ファーストコンサルティング設立 代表取締役就任(取締役現任) 1990年 4月 向川公認会計士事務所設立(現任) 1993年 4月 学校法人産業能率大学経営開発研究部講師(現任) 2001年 2月 エム・アール・エス広告調査(株)社外監査役就任(現任) 2001年 6月 オリコン(株)社外監査役就任 2005年 6月 (株)アドバンスト・メディア社外監査役就任(現任) 2005年 7月 (株)スリー・ディー・マトリックス社外監査役就任(現任) 2014年 5月 当社社外監査役就任(現任) 2020年 6月 オリコン(株)社外取締役就任(現任)	(注) 4	-
監査役 (注) 2	田中 紀行	1977年 8月 29日生	2004年 4月 司法研修所入所 2005年 10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 外立総合法律事務所入所 2010年 10月 港国際東京法律事務所入所(現 弁護士法人港国際法律事務所)入所 2010年 12月 弁護士法人港国際グループ東京事務所(現 弁護士法人港国際法律事務所東京事務所) 所長就任(現任) 2014年 7月 当社社外監査役就任(現任) 2017年 5月 (株)NewsTV社外監査役(現任) 2017年 6月 GFA(株)社外監査役 2017年 9月 GFA Capital(株)社外監査役 2019年 6月 一般財団法人日本製薬医学会評議員(現任)	(注) 4	-
監査役	羽入 敏祐	1968年 2月 26日生	1992年 10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1998年 7月 (株)ウィズ入社 2001年 1月 (株)ストラテジック・シナリオ設立 代表取締役就任 2005年 1月 羽入敏祐公認会計士事務所開設 2005年 6月 長野県行財政改革担当参事就任 2007年 2月 (株)ベクトル管理部長就任 2009年 2月 当社取締役就任 2009年 5月 (株)ベクトル取締役就任 日之出監査法人(現 ひので監査法人)代表社員就任 2011年 7月 同監査法人社員就任(現任) 2013年 1月 (株)旅キャピタル(現 (株)エアトリ) 監査役就任 2013年 10月 (株)建築設計事務所フリーダム(現 フリーダムアーキテクツデザイン(株)) 取締役就任 2014年 7月 当社監査役就任(現任) 2014年 11月 日之出コンサルティング(株)代表取締役就任(現任) 2015年 11月 RPAテクノロジーズ(株)社外取締役就任(現任) RPAホールディングス(株)社外取締役就任(現任) (株)セグメント社外取締役就任(現任) 2016年 1月 オープンアソシエイツ(株)社外取締役就任(現任) 2019年 7月 (株)Re-Tech RaaS監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					734,400

- (注) 1. 取締役鎌田和彦及び鈴木啓太は、社外取締役であります。
2. 監査役向川壽人及び田中紀行は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年 5月 26日開催の定時株主総会終結の時から、2022年 2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2019年 5月 22日開催の定時株主総会終結の時から、2023年 2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役である鎌田和彦氏、鈴木啓太氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。鎌田和彦氏は、多くの企業経営への参画により培った豊富な経験と知識を有しており、当社の経営に助言を得るため、2018年5月23日開催の定時株主総会で選任されました。また、鈴木啓太氏は元プロサッカー選手として活躍し、現在は代表取締役として企業を経営しています。これら異なる分野で培った経験に基づいて、独立した社外取締役の立場からの適切な助言、提言等を行っていただくため、2020年5月26日開催の定時株主総会で選任されました。社外取締役は、取締役会において、独立した立場から経営全般に対して監督を行うとともに、監査役及び内部統制部門との意見交換を行う方針であります。なお、社外取締役は取締役会の審議事項等について、経営管理本部から事前の説明を受けております。

社外監査役である向川壽人氏、田中紀行氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。向川壽人氏は、公認会計士として、会計に関する深い知識と経験を有しており、常勤監査役として積極的に社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しております。田中紀行氏は、弁護士として、法務に関する豊富な経験と見識を有しており、主に当社の法務面に関する監査を行っております。

なお、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての明確な定めはありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において監査役からの監査報告を受け、独立した立場から適宜必要な発言を行うことで内部統制の監督機能を果たしております。

社外監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に面談を実施し、必要な情報の収集及び連携を図るとともに、監査役会及び取締役会において適宜必要な発言を行うことで、内部統制の監査機能を果たしております。また社外監査役のうち1名は常勤監査役に就任しており、日常的な経営の監視、社内会議への出席及び各部門との面談等を実施し、非常勤監査役への情報共有を行うことで、監査機能の充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であります。常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

なお、社外監査役向川壽人及び監査役羽入敏祐は公認会計士資格を有し、会計に関する深い知識と経験を有しております。また、社外監査役田中紀行は弁護士として法務に関する豊富な経験と見識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
向川 壽人	18回	18回
田中 紀行	18回	18回
羽入 敏祐	18回	18回

監査役会における主な検討事項として、監査方針・監査計画・監査の方法の決定、会計監査人の再任同意、会計監査の相当性の評価、監査法人の監査報酬に対する同意等であります。

また、常勤監査役の活動として、毎回の取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は内部監査室(2名)が実施しております。内部監査室は、重要な会議への出席、重要な書類の閲覧等を行うとともに、会計監査人と連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めています。また、監査役及び内部監査室は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を実施し、業務の効率性(財務報告の信頼性を含む)の状況及び会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応を確認しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 辻村茂樹

指定社員・業務執行社員 三浦貴司

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針は、当社が展開する事業分野への理解度、会計監査が適正かつ妥当に行われる監査体制の確保、当社の財政状態に合った報酬金額等を考慮しております。

東陽監査法人を選定した理由は、会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性並びに品質管理体制を具備していること、監査計画並びに監査報酬が妥当であること、当社が展開する事業分野への理解度が高いこと等を総合的に勘案し、適任と判断したためであります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、会計監査人の評価及び選定基準に基づき、慎重に検討を行った結果、現監査法人の再任を決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-
連結子会社	-	-
計	19,000	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Crowe Global)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対してその監査業務の内容等について説明を受け、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(イ) 取締役報酬について

a. 報酬の構成

取締役の報酬等は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。

b. 取締役の報酬に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額については、基本報酬は2021年5月26日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）として決議をいただいております。また譲渡制限付株式報酬は同定時株主総会において、年額20百万円以内（うち社外取締役4百万円以内）、割当上限は10,000株（うち社外取締役2,000株）として決議をいただいております。なお、定款上の取締役の員数は10名以内と定めております。

c. 決定のプロセス

各取締役の報酬は、上記株主総会で決議した限度額（または割当上限）の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役である山口拓己にて決定しております。取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。

(ロ) 監査役報酬について

a. 報酬の構成

監査役の報酬は、基本報酬のみとなっております。

b. 監査役の報酬の額については、2014年7月16日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内として決議をいただいております。なお、定款上の監査役の員数は3名以内と定めております。

c. 決定のプロセス

各監査役の報酬額は、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	61,721	61,721	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	3,000	3,000	-	-	1
社外役員	16,200	16,200	-	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式の区分を、当該出資を通じた出資先との協業により、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかの判断に基づき決定しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式を保有する場合には、発行会社の業績等を注視し、投資効率や取引関係の維持・強化によるシナジー効果等を総合的に判断したうえで、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	800

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応して財務諸表を適切に作成できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,132,433	2,531,595
受取手形	3,147	4,109
売掛金	1,540,592	1,510,897
貯蔵品	25	-
未収入金	818	2,141
前払費用	41,001	38,266
その他	17,613	2,585
貸倒引当金	62,397	38,381
流動資産合計	1,673,234	3,051,215
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	43,186	47,485
工具、器具及び備品	135,279	143,777
リース資産	5,800	9,720
減価償却累計額	103,527	113,373
有形固定資産合計	80,737	87,609
無形固定資産		
のれん	35,839	-
ソフトウェア	72,007	94,548
ソフトウェア仮勘定	27,667	52,669
その他	1,104	969
無形固定資産合計	136,618	148,187
投資その他の資産		
投資有価証券	800	800
関係会社株式	16,086	-
出資金	-	10,469
敷金及び保証金	61,438	79,153
繰延税金資産	76,483	80,539
その他	1,215	-
投資その他の資産合計	156,023	170,962
固定資産合計	373,380	406,759
資産合計	2,046,614	3,457,974

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,605	150,495
リース債務	1,205	2,708
未払金	195,828	229,079
未払費用	17,834	23,156
未払法人税等	113,190	328,070
預り金	3,881	5,150
前受収益	134,446	185,004
賞与引当金	37,420	30,765
株主優待引当金	-	13,932
その他	27,613	99,749
流動負債合計	568,025	968,112
固定負債		
リース債務	3,777	4,129
その他	1,935	1,227
固定負債合計	5,713	5,357
負債合計	573,738	973,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	420,660	420,660
資本剰余金		
資本準備金	395,660	395,660
資本剰余金合計	395,660	395,660
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,168,106	2,211,499
利益剰余金合計	1,168,106	2,211,499
自己株式	511,731	543,496
株主資本合計	1,472,695	2,484,324
新株予約権	180	180
純資産合計	1,472,875	2,484,504
負債純資産合計	2,046,614	3,457,974

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	2,884,020	3,765,954
売上原価	418,327	541,272
売上総利益	2,465,693	3,224,682
販売費及び一般管理費	1 1,958,359	1 1,923,353
営業利益	507,333	1,301,329
営業外収益		
受取利息	13	1
償却債権取立益	343	655
固定資産売却益	191	-
その他	222	293
営業外収益合計	770	950
営業外費用		
支払利息	819	785
出資金運用損	-	2,030
その他	128	43
営業外費用合計	948	2,859
経常利益	507,156	1,299,420
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	2 192,102
特別利益合計	-	192,102
特別損失		
減損損失	3 103,977	3 33,316
固定資産除却損	4 4,878	4 525
抱合せ株式消滅差損	-	5 32,934
特別損失合計	108,856	66,775
税引前当期純利益	398,299	1,424,746
法人税、住民税及び事業税	170,416	384,072
法人税等調整額	46,708	2,718
法人税等合計	123,707	381,353
当期純利益	274,592	1,043,392

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		97,161	23.2	192,920	35.6
外注費		245,364	58.7	298,605	55.2
経費		75,801	18.1	49,745	9.2
当期売上原価		418,327	100.0	541,272	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	419,931	394,931	12,797	407,728	912,445	912,445
当期変動額						
新株の発行	729	729		729		
当期純利益					274,592	274,592
自己株式の取得						
自己株式の処分			31,728	31,728		
自己株式処分差損の 振替			18,930	18,930	18,930	18,930
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	729	729	12,797	12,068	255,661	255,661
当期末残高	420,660	395,660	-	395,660	1,168,106	1,168,106

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	502	1,739,602	180	1,739,782
当期変動額				
新株の発行		1,458		1,458
当期純利益		274,592		274,592
自己株式の取得	544,397	544,397		544,397
自己株式の処分	33,168	1,440		1,440
自己株式処分差損の 振替		-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			-	-
当期変動額合計	511,229	266,906	-	266,906
当期末残高	511,731	1,472,695	180	1,472,875

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	420,660	395,660	395,660	1,168,106	1,168,106
当期変動額					
当期純利益				1,043,392	1,043,392
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	1,043,392	1,043,392
当期末残高	420,660	395,660	395,660	2,211,499	2,211,499

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	511,731	1,472,695	180	1,472,875
当期変動額				
当期純利益		1,043,392		1,043,392
自己株式の取得	31,764	31,764		31,764
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-	-
当期変動額合計	31,764	1,011,628	-	1,011,628
当期末残高	543,496	2,484,324	180	2,484,504

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	1,424,746
減価償却費	74,809
減損損失	33,316
抱合せ株式消滅差損益(は益)	159,168
のれん償却額	4,998
出資金運用損益(は益)	2,030
固定資産除却損	525
貸倒引当金の増減額(は減少)	24,016
賞与引当金の増減額(は減少)	9,985
株主優待引当金の増減額(は減少)	13,932
受取利息及び受取配当金	1
支払利息	785
売上債権の増減額(は増加)	34,454
仕入債務の増減額(は減少)	11,513
未払金の増減額(は減少)	23,981
前受収益の増減額(は減少)	50,557
その他	105,956
小計	1,588,436
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	785
法人税等の支払額	178,925
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,408,727
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	39,974
無形固定資産の取得による支出	66,191
関係会社株式の取得による支出	28,764
敷金及び保証金の差入による支出	19,550
敷金及び保証金の回収による収入	516
出資金の払込による支出	12,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	166,466
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	13,635
リース債務の返済による支出	3,156
自己株式の取得による支出	31,764
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,556
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,193,705
現金及び現金同等物の期首残高	1,132,433
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	205,457
現金及び現金同等物の期末残高	2,531,595

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上の基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

なお、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益として処理することとしております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2022年2月期の年度末から適用します。

（追加情報）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「注記事項（ストック・オプション等関係）（追加情報）1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債(区分掲記したものを除く。)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
売掛金	973 千円	1,069 千円
買掛金	-	330

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行(前事業年度は9行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当事業年度 (2021年2月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	650,000 千円	600,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	650,000	600,000

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
給与手当	200,563 千円	262,400 千円
賞与引当金繰入額	54,248	43,450
外注人件費	153,558	192,606
広告宣伝費	721,372	471,977
支払手数料	280,664	339,470
減価償却費	67,414	74,809
貸倒引当金繰入額	51,014	24,016
株主優待引当金繰入額	-	13,932
販売費に属する費用のおおよその割合	45 %	32 %
一般管理費に属する費用のおおよその割合	55 %	68 %

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「外注人件費」は、当事業年度において金額的重要性が増したため、主要な費目として表示し、前事業年度の当該金額を注記しております。

2 抱合せ株式消滅差益

当事業年度において、当社の連結子会社であった株式会社マッシュメディアを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

3 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社（東京都港区）	-	のれん
	事業用資産	ソフトウェア、無形固定資産「その他」（商標権）

当社は、原則として、事業用資産については、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

前事業年度において、Jooto事業の業績が当初計画を下回る状況が継続しているため、当該事業に関連する資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（103,977千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、のれん76,505千円、ソフトウェア27,201千円及び無形固定資産「その他」270千円です。

なお、当該回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社（東京都港区）	-	のれん
	事業用資産	ソフトウェア

当社は、原則として、事業用資産については、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、U-NOTE事業の業績が当初計画を下回る状況が継続しているため、当該事業に関連する資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（33,316千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、のれん30,841千円、ソフトウェア2,475千円です。

なお、当該回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
工具、器具及び備品	0 千円	0 千円
リース資産	1,083	-
ソフトウェア仮勘定	3,795	525
計	4,878	525

5 抱合せ株式消滅差損

当事業年度において、当社の非連結子会社であった株式会社ismを吸収合併したことに伴い、計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,712,400	16,200	-	6,728,600
合計	6,712,400	16,200	-	6,728,600
自己株式				
普通株式(注)2	229	224,089	16,000	208,318
合計	229	224,089	16,000	208,318

(注)1. 発行済株式数の増加16,200株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式の増加224,089株は、取締役会決議に基づく市場買付けによる増加224,000株及び単元未満株式の買取りによる増加89株であります。自己株式の減少16,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	180
	合計	-	-	-	-	-	180

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,728,600	6,728,600	-	13,457,200
合計	6,728,600	6,728,600	-	13,457,200
自己株式				
普通株式(注)2	208,318	216,613	-	424,931
合計	208,318	216,613	-	424,931

(注)1. 発行済株式数の増加6,728,600株は、株式分割(1:2)によるものであります。

2. 自己株式の増加216,613株は、株式分割(1:2)による増加208,441株、単元未満株式の買取りによる増加172株及び取締役会決議に基づく市場買付けによる増加8,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	180
合計		-	-	-	-	-	180

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金	2,531,595千円
現金及び現金同等物	2,531,595

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

事務用品及び事務機器(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「注記事項(重要な会計方針)3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (2021年2月28日)
1年内	78,040
1年超	6,503
合計	84,543

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動に伴い短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入及び営業債権のファクタリングにより調達をしております。新規事業計画及びこれに付帯する設備等投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、主に銀行借入により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的がない限り行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は1年内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

当事業年度(2021年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,531,595	2,531,595	-
(2) 受取手形	4,109	4,109	-
(3) 売掛金	510,897	510,897	-
(4) 投資有価証券	-	-	-
(5) 敷金及び保証金	79,153	79,153	-
資産計	3,125,756	3,125,756	-
(1) 買掛金	50,495	50,495	-
(2) リース債務(*)	6,838	6,838	-
(3) 未払金	229,079	229,079	-
(4) 未払法人税等	328,070	328,070	-
負債計	614,483	614,483	-

(*) リース債務(流動負債)、リース債務(固定負債)の合計額であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は返還時期を見積ったうえで、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年2月28日)
非上場株式	800

上記株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,531,595	-	-	-
受取手形	4,109	-	-	-
売掛金	510,897	-	-	-
合計	3,046,603	-	-	-

4. リース債務の決算日後の返済予定額

当事業年度(2021年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,708	2,842	1,208	78	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(2020年2月29日)

子会社株式(貸借対照表計上額16,086千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

子会社株式 16,086千円

当事業年度(2021年2月28日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員37名 当社の子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 240,000株
付与日	2015年2月6日
権利確定条件	権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自 2015年2月7日 至 2019年1月29日
権利行使期間	自 2019年1月30日 至 2025年1月29日

(注) 2015年8月26日付株式分割(1株につき100株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2020年8月5日付株式分割(1株につき2株の割合)による調整後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後（株）	
前事業年度末	38,800
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	38,800

（注）2015年8月26日付株式分割（1株につき100株の割合）、2018年3月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び2020年8月5日付株式分割（1株につき2株の割合）による調整後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回ストック・オプション
権利行使価格（円）	45
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

（注）2015年8月26日付株式分割（1株につき100株の割合）、2018年3月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び2020年8月5日付株式分割（1株につき2株の割合）による調整後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	123,384千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

（追加情報）

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	受託者：税理士法人トラスト（注）3
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 144,000株	普通株式 576,000株
付与日	2017年4月1日	2017年4月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役の地位にあること。（注）2	権利行使時において、当社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあり、かつ、当社又は当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。（注）4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年6月1日 至 2027年3月31日	自 2021年6月1日 至 2027年3月31日

（注）1. 2018年3月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び2020年8月5日付株式分割（1株につき2株の割合）による調整後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される（連結）損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
- (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
- (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
- (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%

3. 本新株予約権は、税理士法人トラストを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

4. 受益者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される（連結）損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各受益者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 700百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%
- (b) 800百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち80%
- (c) 900百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち90%
- (d) 1,000百万円を超過した場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度（2021年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	144,000	576,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	144,000	576,000
権利確定後（株）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注）2018年3月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び2020年8月5日付株式分割（1株につき2株の割合）による調整後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	578	578
行使時平均株価（円）	-	-

（注）2018年3月1日付株式分割（1株につき2株の割合）及び2020年8月5日付株式分割（1株につき2株の割合）による調整後の価格に換算して記載しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 2 月29日)	当事業年度 (2021年 2 月28日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	19,106 千円	11,752 千円
賞与引当金	11,458	9,420
株主優待引当金	-	4,265
未払費用	1,638	1,368
未払事業税	6,878	17,998
減損損失	29,167	27,156
減価償却超過額	1,364	1,294
資産除去債務	3,747	4,152
投資有価証券評価損	3,123	3,123
その他	0	7
繰延税金資産合計	76,483	80,539

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2020年 2 月29日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度 (2021年 2 月28日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マッシュメディアを吸収合併することを決議し、2020年3月1日付で吸収合併いたしました。

1 . 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社マッシュメディア
事業の内容 メディアの企画・運営

(2) 企業結合日

2020年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社マッシュメディアを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社 P R T I M E S

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社マッシュメディアは、メディアの企画運営をしておりますが、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ることを目的として、当社の完全子会社である同社を吸収合併することといたしました。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(非連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年12月11日開催の取締役会において、当社の非連結子会社である株式会社 i s mを吸収合併することを決議し、2021年2月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社 i s m

事業の内容 Webメディア制作、企業PR支援

(2) 企業結合日

2021年2月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社 i s mを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社 P R T I M E S

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社 i s mは、Webメディア制作・企業PR支援事業をしておりますが、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ることを目的として、当社の非連結子会社である同社を吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(資産除去債務関係)

当社はオフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかわる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金及び差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、プレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社は、プレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

当社は、プレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ベクトル(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	当事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)
1 株当たり純資産額	112.93円	190.63円
1 株当たり当期純利益	20.71円	80.01円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	20.60円	76.60円

(注) 1 . 当社は、2020年 8月 5日付で普通株式 1株につき 2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益を算定しております。

2 . 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)	当事業年度 (自 2020年 3月 1日 至 2021年 2月 28日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	274,592	1,043,392
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	274,592	1,043,392
普通株式の期中平均株式数 (株)	13,259,552	13,040,131
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	68,310	580,822
(うち新株予約権 (株))	(68,310)	(580,822)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	

3 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 2月 29日)	当事業年度 (2021年 2月 28日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,472,875	2,484,504
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	180	180
(うち新株予約権 (千円))	(180)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,472,695	2,484,324
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	13,040,564	13,032,269

(重要な後発事象)

(子会社の設立を伴う会社分割)

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、子会社を設立して当社運営のスタートアップメディア「BRIDGE」に関する事業(以下「BRIDGE事業」という。)を承継させるとともに、同社にてスタートアップ企業とそのステークホルダーのための新事業を開始することを決議いたしました。なお、2021年3月19日付で株式会社THE BRIDGEを設立し、会社分割契約を締結し、2021年5月6日付で会社分割いたしました。

1. 会社分割の目的

当社は2015年2月に「BRIDGE(旧名:THE BRIDGE)」と連携してスタートアップ向け施策を本格展開し、2016年1月には出資、2018年4月に事業譲受して、その後の3年間は当社運営メディアとして記事掲載を続けるとともに、スタートアップ・エコシステムへの新たな貢献の形を模索し挑戦を続けてまいりました。一方で、現状の延長では「BRIDGE」の役割が縮小してしまう危惧があり、またこの3年間の試行錯誤を経て辿り着いた新事業へ本格的に挑むためにも、独立した法人として独自成長を目指し、経営責任の明確化を図ることいたしました。

2. 取引の概要

(1) 会社分割する事業の内容

スタートアップメディア「BRIDGE」の運営及びこれに付随する一切の事業

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社、株式会社THE BRIDGEを承継会社とする会社分割(簡易吸収分割)

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本会社分割においては、株式会社THE BRIDGEが、当社に4,413千円の金銭を交付しております。

3. 会社分割後の承継会社の概要

(1) 商号	株式会社THE BRIDGE
(2) 事業内容	メディア運営事業、コミュニティ活性化事業
(3) 本店所在地	東京都港区南青山二丁目27番25号
(4) 代表者の氏名・役職	代表取締役 平野 武士
(5) 資本金の額	15,000千円
(6) 資本準備金の額	15,000千円

4. 今後の見通し

本会社分割によりBRIDGE事業を承継する株式会社THE BRIDGEは、当社の95%出資会社であるため、当期以降の業績に与える影響は軽微であります。中長期的には当社の連結業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。なお、当該子会社の設立により、翌事業年度より連結決算に移行する予定であります。

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

(新株予約権の発行)

1. 第5回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2021年4月30日
新株予約権の数	390個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,000株
新株予約権の発行総額	39,000円(1個当たり100円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,750円
新株予約権の行使期間	自 2027年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,751円 資本組入額 1,876円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	当社代表取締役 390個

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された(連結)損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2,800百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち50%

(b) 3,150百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち75%

(c) 3,500百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち100%

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 第6回新株予約権の発行

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2021年4月30日
新株予約権の数	960個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株
新株予約権の発行総額	96,000円(1個当たり100円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,750円
新株予約権の行使期間	自 2027年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,751円 資本組入額 1,876円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者コタエル信託株式会社 960個(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された(連結)損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2,800百万円を超過した場合: 付与を受けた新株予約権のうち50%

(b) 3,150百万円を超過した場合: 付与を受けた新株予約権のうち75%

(c) 3,500百万円を超過した場合: 付与を受けた新株予約権のうち100%

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員または顧問の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 上記(2)は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の執行役員及び使用人を対象に、譲渡制限付株式制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の執行役員及び使用人が、当社株式を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度であります。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

本制度の対象となる執行役員及び使用人(以下「対象者」という。)は2021年6月1日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する執行役員及び使用人を予定しております。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権のすべてを現物出資財産として給付することで、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けます。なお、金銭報酬債権の支給により対象者の賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

今回、本制度に基づき対象者に対して当社が新たに発行又は処分する当社普通株式の総数は、10,000株以内(発行済株式総数に占める割合0.08%)の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

(3) その他

上記1.記載の導入目的をより効果的に実現するため、譲渡制限付株式には一定の譲渡制限期間及び無償取得事由が付されます。譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、取締役会において決定されます。

(取締役の報酬限度額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬限度額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入に関する議案を2021年5月26日開催の第16回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することを決議し、本株主総会において承認可決されました。

1. 取締役の報酬限度額の改定

当社の取締役の報酬限度額については、2013年12月26日開催の当社臨時株主総会において、年額100万円以内として、ご承認をいただいておりますが、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していること、企業規模・財務規模等を考慮のうえ、当社の取締役の報酬限度額を年額200万円以内(うち社外取締役40万円以内)に改定することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入しました。

(2) 本制度の報酬限度額

本制度は、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなりますが、上記1の改定後の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200万円以内(うち社外取締役40万円以内)として設定することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株（うち社外取締役2,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。以下「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(自己株式の取得)

当社は2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2025年度を最終年度とする5カ年の中期経営目標「Milestone 2025」において、持続的な成長を実現するために必要な投資の原資となる利益の成長を目指しております。規律ある積極的な投資と事業成長の好循環を生むために、投資戦略に柔軟な選択肢を持てるよう、財務状況や株価水準等を総合的に勘案して機動的な自己株式の取得を行います。また当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ制度として新株予約権及び、「(取締役の報酬限度額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)」に記載のとおり、5月26日開催の第16回定時株主総会で承認可決され譲渡制限付株式報酬を導入しております。希薄化を抑制するため、取得する自己株式を当該制度に関連して交付される株式として活用する方針でもあります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-----------------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 134,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.02%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 450,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月17日～2021年6月25日 |
| (5) 取得の方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付(予定) |
- なお、投資機会や市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考) 2021年2月28日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	13,032,269株
自己株式数	424,931株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	43,186	4,298	-	47,485	17,009	2,940	30,475
工具、器具及び備品	135,279	33,865	25,366	143,777	92,632	28,273	51,145
リース資産	5,800	3,920	-	9,720	3,731	2,357	5,989
有形固定資産計	184,265	42,084	25,366	200,983	113,373	33,571	87,609
無形固定資産							
のれん	50,000	-	50,000 (30,841)	-	-	4,998	-
ソフトウェア	174,226	66,118	9,578 (2,475)	230,767	136,218	41,103	94,548
ソフトウェア仮勘定	27,667	87,606	62,604	52,669	-	-	52,669
その他	1,347	-	-	1,347	377	134	969
無形固定資産計	253,241	153,725	122,182 (33,316)	284,783	136,596	46,236	148,187

(注) 1. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

工具、器具及び備品	増加額(千円)	19,177	事務機器(電子計算機)の新設
のれん	減少額(千円)	30,841	減損損失の計上
ソフトウェア	増加額(千円)	56,236	事業用のソフトウェア開発
ソフトウェア仮勘定	増加額(千円)	87,606	事業用のソフトウェア開発
	減少額(千円)	56,236	ソフトウェア勘定への振替

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%) (注) 1	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,205	2,708	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 2	3,777	4,129	-	2022~2024年
合計	4,983	6,838	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,842	1,208	78	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	62,397	38,381	-	62,397	38,381
賞与引当金	37,420	56,566	53,435	9,786	30,765
株主優待引当金	-	13,932	-	-	13,932

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、実際支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	30
預金	
当座預金	2,531,267
別段預金	298
小計	2,531,565
合計	2,531,595

ロ．受取手形及び電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ライオン(株)	1,650
(株)ADKマーケティング・ソリューションズ	1,249
(株)コーギー本舗	1,210
合計	4,109

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年3月	2,371
4月	1,210
5月	528
合計	4,109

八．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) イニシャル	4,685
(株) プラチナム	3,489
(株) アンティル	3,087
共同ピーアール(株)	2,471
(株) I&S BBDO	2,464
その他	494,699
合計	510,897

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
540,592	4,286,712	4,316,406	510,897	89.4	44.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

負債の部

イ．買掛金

相手先	金額 (千円)
パーソルテンプスタッフ(株)	5,627
ランスタッド(株)	5,015
丸正印刷(株)	4,262
(株) ジャパン通信社	3,326
(株) リクルートスタッフィング	3,319
その他	28,943
合計	50,495

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
（株）コスモ・コミュニケーションズ	49,173
富士ゼロックス東京（株）（注）	29,977
ラクスル（株）	24,953
武藤事務所（株）	18,861
レバテック（株）	12,441
その他	93,671
合計	229,079

（注）富士ゼロックス東京（株）は、2021年4月1日付で富士フィルムビジネスイノベーション（株）に商号変更しております。

ハ．未払法人税等

相手先	金額（千円）
未払法人税	242,514
未払住民税	26,775
未払事業税	58,779
合計	328,070

二．前受収益

相手先	金額（千円）
（株）カネボウ化粧品	2,379
ミサワホーム（株）	1,467
LVMHフレグランスブランド（株）	1,037
K L a b（株）	901
モロゾフ（株）	901
その他	178,317
合計	185,004

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	819,531	1,741,359	2,769,186	3,765,954
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	469,623	790,764	1,262,872	1,424,746
四半期(当期)純利益 (千円)	381,968	601,971	926,278	1,043,392
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	29.29	46.16	71.03	80.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	29.29	16.87	24.87	8.98

(注) 当社は、2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://prtimes.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）2020年5月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年5月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16期第1四半期）（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月14日関東財務局長に提出

（第16期第2四半期）（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）2020年10月13日関東財務局長に提出

（第16期第3四半期）（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年5月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年4月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（新株予約権の発行）及びその添付書類

2021年4月13日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年4月21日関東財務局長に提出

2021年4月13日提出の有価証券届出書（新株予約権の発行）に係る訂正届出書であります。

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2021年2月1日 至 2021年2月28日）2021年3月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月26日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村 茂樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三浦 貴司
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P R T I M E S の2020年3月1日から2021年2月28日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 P R T I M E S の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 P R T I M E S の2021年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社 P R T I M E S が2021年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。